

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条例名	施行日	条例の内容													
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村																
山形県	山形市	山形市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	
山形県	新庄市	新庄市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
山形県	寒河江市	寒河江市犯罪被害者等支援条例	令和5年3月24日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
山形県	長井市	長井市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	
山形県	南陽市	南陽市犯罪被害者等支援条例	令和3年9月21日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
山形県	朝日町	朝日町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	
山形県	高島町	高島町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	
山形県	飯豊町	飯豊町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。